

危険化学品ばら積船に積載する貨物に関する事項

改正規則等

鋼船規則 S 編
鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用)

改正理由

2004 年 10 月に開催された IMO 第 52 回海洋環境保護委員会 (MEPC52) 及び同年 12 月に開催された IMO 第 79 回海上安全委員会 (MSC79) において採択された改正 IBC Code (決議 *MEPC.119(52)* 及び *MSC.176(79)*) により, 新しい Hazard Criteria に従って危険液体化学品の汚染分類及び船型要件が大幅に見直され, 本会は, それらを 2006 年 10 月 3 日付で鋼船規則等に取り入れている。

その後, IMO は, 改正 IBC Code 採択当時には未査定物質であった危険液体化学品の一部の査定結果及び改正 IBC Code にて掲載されている危険液体化学品の査定結果の一部修正を 2006 年 12 月に *MEPC.2/Circ.12* として回章している。

これに伴い, 国土交通省は, *MEPC.2/Circ.12* に列挙されている危険液体化学品の内, 本 *Circ.* の要件を満たすことにより国際的に運送が可能となる化学品の一部を「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」に追加するべく, 2007 年 3 月 16 日に平成 19 年国土交通省告示第 342 号として当該告示の一部改正を公布した。

今般, 平成 19 年国土交通省告示第 342 号に基づき, 日本籍船舶に対する関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 規則 S 編 17 章において, 危険化学品の最低要件一覧表を改めた。
- (2) 前(1)にて追加された危険化学品の内, 検査要領 B 編 B1.1.3-5.(11)に規定の 2007 年 1 月 1 日前に起工された内航ケミカル船に対する船型及び設備要件に関する経過措置の適用が可能な危険化学品を追加した。